

町田市子どもクラブ 指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

町田市（以下「市」という。）が設置する子どもクラブについて、地方自治法第244条の2及び町田市子どもセンター条例第8条の規定並びに町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針に基づき、当該施設の子どもクラブ業務を効果的に達成することができる指定管理者を以下の規定に従って募集します。

2 対象となる施設の概要

今回、指定管理者の募集を行う施設の概要は以下のとおりです。

名 称	木曾子どもクラブ
所 在 地	町田市木曾東1-6-40
開設年月日	2018年1月5日
規 模	延床面積468.77㎡
構 造	軽量鉄骨造2階建
施 設 内 容	事務室（休憩室含む）、遊戯室、集会室、図書室、乳幼児室（授乳室含む）等 ※詳細は【参考資料1】「木曾子どもクラブ平面図」を参照

3 指定期間

2022年4月1日から2027年3月31日までの5年間

4 応募資格に関する事項

(1) 応募の資格

児童館、学童保育クラブ、認可保育所、幼稚園、認定こども園等の子どもに関する施設の運営実績等を有する法人であること。（以下「法人」という。）

(2) 応募者の制限【欠格事由】

応募する法人は、次の事項のいずれにも該当しない法人に限ります。

また、その旨を保証するものとして、「指定管理者の応募申請に関する誓約書【様式1-8】」を提出してください。

- ① 応募書類提出時点において、町田市で入札参加停止処分を受けている者
- ② 法人税、市都民税等が課税される団体にあつて、それらを滞納している者
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ④ 会社更生法、民事再生法による更正・再生手続中である者
- ⑤ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、町田市において2年以内に指定の取り消しを受けた者
- ⑥ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があつたとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者
- ⑦ 法人又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者が役員又は使用人となっている者

5 業務範囲

- ① 町田市子どもセンター条例第3条に規定する事業の実施に関する業務
 - ② 子どもクラブの使用の承認に関する業務
 - ③ 子どもクラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ④ 前各号に掲げるもののほか、市長が指定した業務
- ※ 詳細は別に配布する「町田市子どもクラブ業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

6 運営に係る基本的事項

（1）開館日

毎週月曜日から土曜日までの6日間（国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までを除く。）

（2）開館時間

午前10時から午後6時まで

(3) 子どもクラブの利用者の対象

0歳から18歳以下の児童

ただし、乳幼児については保護者同伴による利用とします。

(4) その他

その他事業の実施にあたっては、条例、条例施行規則及びその他関係法令並びに仕様書並びに市の指導に沿って行うことを求めます。

なお、条例等が指定期間前及び指定期間内に改正された場合は、改正された条例等に従って事業を実施してください。

7 選定までのスケジュール

要項等の公表	4月 1日 (木)
質疑の受付期間	4月14日 (水) ~ 4月16日 (金)
質疑の回答	4月23日 (金)
応募書類の提出期間	5月10日 (月) ~ 5月14日 (金)
書類選考	5月17日 (月) ~
選考委員会	7月 8日 (木) を予定
指定候補者の選定	8月上旬以降

8 応募手続

(1) 応募方法

申請書に必要書類を添えて、提出期間内に直接持参してください。

① 提出書類

【別紙1】「提出書類一覧」、【別紙2】「選考委員会プレゼンテーション用資料の作成方法について」のとおり用意してください。

※提出書類様式は町田市ホームページからダウンロードしてください。

※提出部数6部となっている書類のうち5部を町田市指定管理者候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に提出します。

※様式の内容が分かるようにインデックスを付けて綴じてください。

<インデックス記載例>

様式「2-8 情報公開・個人情報保護対策」の場合、「2-8 情報公開・

個人情報」と記載

※提出書類は、可能な限り両面印刷としてください。

※枚数指定がある様式は、その枚数の範囲内で作成してください。「1枚」とはA4片面1枚を指し、両面に記入を行う場合は2枚とします。法人規程などの添付を求めている場合、その添付資料については指定枚数に含めません。

※市は、提出書類に関する情報公開請求があった場合には、町田市情報公開条例に基づき、原則として公開します。

※原則として、応募書類には利用者氏名や個人が特定される顔写真等の個人情報に該当するものは掲載しないように注意してください。例外的に掲載する場合には、応募書類への掲載について本人の承諾を得ている旨の文書を提出してください。

② 提出期間

2021年5月10日（月）から5月14日（金）まで

受付は午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時までは除く）

③ 提出場所

町田市森野二丁目2番22号 市庁舎2階202番窓口

町田市子ども生活部児童青少年課

電話 042-724-4097（直通）

(2) 説明会

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止します。質問等がありましたら、質疑にてお願いいたします。

(3) 質疑及び回答

① 受付期間

2021年4月14日（水）から4月16日（金）午後5時まで

② 質疑の方法

【別紙3】「子どもクラブ指定管理者募集質疑書」をメールで送付してください。メールの件名は「【子どもクラブ】質疑について（団体名）」としてください。

メールアドレス mcity4990@city.machida.tokyo.jp

※電話や来訪等、口頭による質問は、受け付けません。

③ 回答

2021年4月23日(金)に町田市ホームページに掲載します。質疑回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、町田市ホームページで周知します。

(4) 指定管理料

子どもクラブの業務にかかる経費に対し、市は指定管理料を支払います。指定管理料の提案金額の上限は年間2,850万円とします。

なお、指定管理料は、市の予算査定の結果を経て、年度協定書において確定するものであり、提案額を保証するものではありません。

(5) 関係法令の遵守

応募書類の作成にあたっては、関係法令を遵守してください。

(6) 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(7) 申請者が運営する施設の実地調査

市が必要と認める場合は、応募者が運営する施設の実地調査を行います。

(8) 著作権の帰属等

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は指定管理者の候補となる者(以下「指定候補者」という。)の選定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお、応募書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(9) 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

(10) 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

(11) 留意事項

- ① 応募者が、学識経験者で構成する選考委員会の委員と接触することを禁じます。
- ② 提出書類に虚偽又は不正があったと認めるときは、選定対象から除外します。
- ③ 提出書類受付期間内に所定の書類が整わなかった場合、選定対象から除外します。
- ④ その他不正な行為があったと認めるときは、選定対象から除外します。

9 指定管理者の選定等

(1) 指定候補者の選定方法

- ① 指定候補者の選定に当たっては、応募団体が4団体以上の場合は子ども生活部で書類選考による第一次審査を行い3団体に絞ります。
 - ② 選考委員会及び子ども生活部において、応募団体からの提案内容を評価します。
なお、選考委員会では応募団体からのプレゼンテーション及びヒアリングを行います。
- ※ 選考委員会の日時、場所等については、当該応募者に対してメールで通知します。
- ③ 選考委員会及び子ども生活部の採点による基準得点が最も高い応募者を指定候補者に選定します。

(2) 選定基準

下表の「評価項目及び評価の視点」に基づき、各評価項目について1点から5点までの5段階評価による評価点を算定します。次に、評価項目の重要度に応じて設定する係数を各評価点に乘じ、その得点の計をもって、応募者の総得点とします。

○評価項目及び評価の視点

区分	No.	評価項目	評価の視点
サービスの質	1	利用者サービス向上策	<ul style="list-style-type: none">・利用者満足度の向上や利用者増加に向けた効果的な取組か・取組は施設の設置目的に合ったものか
	2	自主事業	<ul style="list-style-type: none">・施設の魅力向上や利用者満足度の向上、利用者増加に向けた効果的な取組か・取組は施設の設置目的に合ったものであり、本来の指定管理業務へ影響を及ぼすものではないか
	3	利用者アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">・利用者満足度調査の方法は適切か・利用者満足度調査結果の反映に向けた取組や体制がとられているか・利用者満足度調査の目標は適切に設定されているか

施設 運営・ 管理	4	平等利用の確保	・利用者が施設を平等に利用できる環境が整備されるか
	5	施設の運営方針・ 管理方針	・設置目的に沿った適切な運営・管理が実施されるか
	6	情報公開・ 個人情報保護対策	・情報公開の取組や体制は適切か ・個人情報保護の取組や体制は適切か
	7	要望対応	・要望の受付・対応の取組や体制は適切か ・要望を施設の管理・運営に反映させる取組や体制は適切か
	8	危機管理	・防災・防犯対策及び安全管理等の取組や体制は適切か ・災害や事故発生時の対応の体制は適切か
	9	人的安定性	・職員の配置計画は適切か ・施設の運営・管理に必要となる能力や資格を有する人員が適切に配置されるか ・職員の指導育成や研修体制は適切か
	10	類似施設の管理実績 (※)	・類似施設の管理実績は十分か ・施設を運営・管理する能力は十分か
	11	管理経費の縮減	・施設の運営・管理における経費縮減の取組は効果的か ・取組は施設の設置目的や利用者へ影響を及ぼすものではないか
	12	地域貢献（地域団体等との連携）	・市内事業者への発注は十分か ・地域住民や団体との協働の取組は十分か
	13	地域貢献（市内従業員の雇用率）	・市内従業員の雇用率は妥当か
財務・ 収支 状況	14	提案金額	・提案内容に対して提案金額は妥当か ・予定金額の範囲内であるか ・職員の賃金は適正か
	15	収支の健全性	・指定管理業務の収支計画は健全か
	16	財務の安全性	・団体の財務状況は健全か

(※) 類似施設…児童館、学童保育クラブ、認可保育所、幼稚園、認定子ども園等

(3) 最低選定基準

応募団体の得点が以下のような低い得点であった場合は、指定管理者の候補者として選定しないこととします。

- ・選考委員会の委員の平均得点と、子ども生活部の得点を合計した点（以下「基準得点」という。）が、配点の60％に満たなかった場合
- ・過半数の選考委員の採点または子ども生活部での採点において、最低評価「1」の評価項目があった場合

(4) 現指定管理者に対する応募時の管理運営状況評価の反映基準

現在の指定管理者である団体が応募した場合は、次に掲げる事項に基づき、指定管理期間中の管理運営実績を候補者選定に反映します。

① 評価結果を反映する年度

現指定管理者の評価を反映する年度は最終年度を除く直近の3か年度分とします。

② 選定結果に反映する加減算率の決定

加減算率の基準

評価結果を反映する年度の総合評価結果を点数化(S：5点～D：1点)した上で合算して対象年度数で除した平均得点（小数点以下第2位を四捨五入）に基づき、以下の基準により加減算率を決定します。

- ・「4.6～5点」…+基準得点の10％
- ・「3.6～4.5点」…+基準得点の5％
- ・「2.5～3.5点」…加減なし
- ・「1.5～2.4点」…△基準得点の5％
- ・「1～1.4点」…△基準得点の10％

(5) 選定結果

指定候補者の選定は、8月上旬以降の予定です。結果については、応募者全員に文書で通知します。

(6) 市議会の議決

指定候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町田市議会に指定候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を経るまでの間に指定候補者を指定管理者に指定することが

著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定候補者に選定しないことがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、指定候補者が申請に要した費用等については、一切補償しません。

(7) 協定書の締結

指定管理者として決定された後に、詳細について基本協定を締結します。

(8) 管理運営状況評価

毎年度、評価の指標及び評価基準に基づき、評価を実施します。なお、項目等については、指定期間中において、指定管理者と市で協議のうえ、見直し等を行うことがあります。

○評価の指標及び評価基準

区分	評価指標	評価基準
サービスの質	利用者満足度	利用者満足度調査において、満足度が市の求める水準に達しているか
	来館者数	1年間の来館者数が市の求める水準に達しているか
	事業参加率	定員を設定した事業の参加率が市の求める水準に達しているか
業務履行状況の確認	平等利用の確保	対象児童及び利用者に対して、平等な利用が確保されているか等
	施設の運営方針・管理方針	当該施設の設置趣旨に合致する適切な運営方針・管理方針に基づき、運営が行われているか等
	情報公開・個人情報保護対策	情報公開及び個人情報保護体制が整備されているか。 適切に個人情報に関する書類等が管理されているか等
	要望対応	要望対応体制が整備されているか。 要望窓口が周知されているか。

	危機管理	防犯・防災対策及び安全管理等の危機管理体制が整備されているか等
	人的安定性	適切に職員が配置されているか。 職員研修が実施されているか等
	管理経費の縮減	管理経費の縮減に対する取組みが実施されているか等
	地域貢献	地域での社会活動等への参加、地域団体との連携が実施されているか。 市民の雇用や市内業者との契約に努めているか等
収財政 支状・ 況	財務・収支状況	指定管理業務について適切な収支状況であるか。 本部の財政基盤が安定しており、適切な収支状況であるか。

1 0 基本的事項の遵守

指定候補者が、本要項に定める基本的な事項に反した場合は、指定管理者に指定しないことがあります。

1 1 問い合わせ先

町田市子ども生活部児童青少年課青少年係

〒194-8520 町田市森野二丁目2番22号

電話 042-724-4097 FAX 050-3101-8380